

下呂市 太陽光発電設備等設置事業費補助金 交付申請の手引き

1 対象者

市内の自ら居住する住宅に「太陽光発電設備」を設置する者

主な条件

- 固定買取価格制度による売電をする方(FIT等の認定を受ける方)は対象となりません
- 自己託送をする方は対象となりません
- 【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う
- 国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません
- 発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります
- 市税等の滞納がある方は対象となりません
- 設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります(売電した分の価値は設置者のものとできません)
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません

2 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池((1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります)

主な条件

- 原則として、市の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります
 - ・一般的には契約日が事業着手日となります
- 令和8年2月 10 日までに事業を完了してください
 - ・設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります
- 中古品、リース品は対象となりません
- 蓄電池は 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の価格かつ 20Kwh 未満のものに限ります
 - ・15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下であれば対象としますが、12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下になるよう努めてください

3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は 5kW まで)

- 7万円/kW

※1kW あたりの工事費を含む税抜き価格が7万円未満の場合はその額(1円未満切り捨て)を補助単価とし、発電容量を乗じた合計額の千円未満は切り捨てとします。

(2) 蓄電池(15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下かつ 20Kwh 未満のものに限る・補助の対象は 5kWh まで)

- 蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※5kW(h)以上の設備を設置した場合の補助金は5kW(h)に相当する額までが対象です

4 申請について

下呂市 太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください

配布場所

- ・ホームページ(<http://www.city.gero.lg.jp>)からダウンロード
- ・市役所環境対策課

提出先

市役所環境対策課 郵送又は持参 持参の場合は午前9時から午後5時まで

受付

予算の範囲内で先着順に受け付けます。

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

添付資料について

○工事見積書

- ・施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください(事業提案を受ける、見積もりを取る等)。ただし、複数者の比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難)は、この限りではありません。

・見積書については別添「経費内訳」を参考に作成を依頼してください

- ・15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える蓄電池は補助の対象外となります

○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください
- ・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください

○施工前の写真

○対象設備の仕様書

- ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる資料
- ・蓄電池の詳細な仕様書については、国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類(登録サイトのウェブページの印刷)を型番が記載されたカタログ等と併せて提出することで代えることができます。

【登録サイト】ZEH 補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業)の蓄電システム登録済製品一覧検索 <https://zehweb.jp/registration/battery/>

○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください

○誓約書

- ・別添誓約書を確認のうえ提出してください
- ・施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください
(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています)

○電力消費計画書

- ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。

5 実績報告について

下呂市 太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください

提出先

市役所下呂市環境対策課 郵送又は持参 持参の場合は午前9時から午後5時まで
※事前にご連絡ください。

提出期限

事業完了から 30 日以内又は令和8年2月 10 日(火)のいずれか早い方の日
(注)一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

添付資料について

○契約書の写し

- ・見積もりと異なる場合は「経費内訳」を参考に内訳書を取得してください

○領収書の写し

- ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください
- ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です

○蓄電池の保証書及び取扱い説明書の写し

- ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書(メーカー保証)」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します
- ・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません(表紙、裏表紙等は省かないでください)
- ・別添蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストも活用してください
(蓄電池の仕様について確認ができない場合、当チェックリストのご提出をお願いする場合がございます)。
- ・ただし、申請時に国(一般社団法人環境共創イニシアチブ)が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類により確認している場合は提出の省略は可とします。

○電力会社との接続契約書・売(買)電契約書(特定契約書)等の写し

- ・売電に関する契約書を提出してください(売電しない方は不要)

○設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)

- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください
(例)電力消費計画が変更となった

6 その他

○法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください(一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です)。